

3. 根拠法令等

1. 鎌倉市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画を総称する。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた将来目標及びその方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための政策又は施策の体系及びその方針を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業概要を示すものをいう。

(計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(市政運営の基本方針)

第4条 市は、その事務を処理するに当たっては、基本構想に即して行うものとする。

(総合計画審議会)

第5条 市長の附属機関として、鎌倉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、総合計画の策定その他その実施に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市教育委員会委員
 - (2) 市農業委員会委員
 - (3) 公共団体又は公共的団体の代表者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 市民
- 6 委員の任期は、審議会の所掌事務の処理が終わるまでの期間とする。
- 7 第5項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分

又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第7条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、市民等から意見を聴くものとする。

(策定過程における報告)

第8条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

(議会の議決)

第9条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第10条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、総合計画に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(総合計画審議会条例の廃止)

2 鎌倉市総合計画審議会条例（昭和41年10月条例第23号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている第3次鎌倉市総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。

付 則（平成24年9月27日条例12）

この条例は、公布の日から施行する。

II. 鎌倉市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市総合計画条例（平成24年6月条例第1号）により設置された鎌倉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 審議会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第5条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命し、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(総合計画審議会条例施行規則の廃止)

2 鎌倉市総合計画審議会条例施行規則（昭和41年10月規則第31号）は、廃止する。

III. 鎌倉市総合計画策定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、本市の総合計画策定のための審議をするため、鎌倉市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、鎌倉市総合計画条例(平成24年6月条例第1号)の例による。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想、基本計画の基礎指標に関する事項
- (2) 基本構想、基本計画の素案及び案の策定に関する事項
- (3) その他基本構想、基本計画の策定に関し必要な事項

(構成)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 主管の副市長
 - (2) 副委員長 他の副市長及び共創計画部長
 - (3) 委員 鎌倉市事務分掌規則(平成8年3月規則第27号)第6条第1項及び第16条第3項第1号に規定する部長(前号に掲げる者を除く。)、消防長、鎌倉市教育委員会事務分掌規則(平成8年3月教委規則第6号)第5条第1項に規定する部長、議会事務局長、担当部長並びに会計管理者、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長
- 2 委員長は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

(職務)

第5条 委員長は、会議を招集してその議長となり、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序によりその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、必要に応じ、委員会に部会を設置し、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会の委員は、委員長が指名する職員をもって充てる。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。それぞれの指名は、次のとおりとする。
 - (1) 部会長は、その部会の委員のうちから委員長が指名する。
 - (2) 副部会長は、部会長を除くその部会の委員のうちから部会長が指名する。
- 4 第5条及び前条の規定は、部会長及び副部会長の職務及び部会の意見の聴取について準用する。

5 部会長は、部会の会議の結果を委員長に報告するものとする。

(ワーキンググループ)

第8条 部会長は、部会長の指名する職員をもってワーキンググループを設置し、その所掌事務について部会の委員を補佐させることができる。

2 ワーキンググループについて必要な事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会並びに部会及びワーキンググループの庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成6年5月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年8月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第3次鎌倉市総合計画 第4期基本計画

令和2年（2020年）4月

編集・発行 鎌倉市 共創計画部 企画計画課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

Tel: 0467-23-3000（代表）

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp>